第１４２回　八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会会議録

開催日時	令和６年（２０２４年）６月２４日（月） 午前１０時００分から午前１１時２０分まで
開催場所	八王子市役所　議会棟４階　第６委員会室
出席者氏名 （審議会）	橋本 基弘会長、宮内 宏副会長、石井 修一委員、大内 篤子委員、 加藤 隆之委員、坂本 佳子委員、嶌田 良樹委員、臺丸谷 昇委員、 竹澤 勉委員、福島 良樹委員、堀 麦枝委員、村上 康二郎委員、 文 景令委員、山本 法史委員
出席者氏名 （事務局）	市川厚夫公文書管理課課長、越智博明同課主査、島林和哉同課主任
欠席者氏名	なし
議　　題	（１）報告事項 ア　個人情報ファイル簿の作成及び公表について （前回審議会以降の増減） イ　令和５年度（２０２３年度）情報公開・個人情報保護制度の運用状況について ウ　個人情報の保護に関する法律の施行状況調査について （個人情報保護委員会調査） エ　防犯カメラ等の設置について ・八王子市保健所への防犯カメラ設置について ・八王子市本庁舎への防犯カメラの設置について ・元横山町公衆便所入口への防犯カメラの設置について ・蓮生寺公園外６か所への防犯カメラの設置について ・市営自転車駐車場及び自転車保管所への防犯カメラの設置について ・八王子市体育館への防犯カメラの設置について （２）その他 ア　特定個人情報保護評価の第三者点検について（予告） イ　次回の日程について

公開・非公開の別	公開。 ただし、（１）報告事項エ　は非公開。
傍聴者の数	なし
配布資料	１　第１４２回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会 次第 ２　報告事項の資料 ３　その他の資料

【橋本会長】　　委員の皆様には、お忙しい中を御出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、第１４２回「八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会」を開催いたします。

本日は、１４名の委員が出席され、定足数を満たしておりますので、この会議は適法に成立しております。

審議会は、原則公開となっておりますが、報告事項エについては、「附属機関及び懇談会等に関する指針」により、非公開事項と定められている行政運営に関する案件ですので、非公開といたします。

なお、これらの案件を除きまして、申請がありましたら、傍聴を許可したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】　　ありがとうございます。それでは、次第に従い議事を進行します。

本日は報告事項のみということになっておりますけれども、まず報告事項のアでございます。個人情報ファイル簿の作成及び公表についてでございます。

では、中身について事務局の方から御報告お願いいたします。

【越智主査】　　それでは事務局越智から報告させていただきます。

報告事項、ア、個人情報ファイル簿の作成及び公表についてになります。

説明に先立ち、全体の事務的な部分について説明とお願いがございます。

まず、会議録についてです。皆様の発言を全て録音いたしまして、録音データを基に会議録を作成します。録音データを確認する関係から、御発言の際はお名前を名乗られた上、発言をお願いいたします。

それでは、本題の方に移らせていただきます。

個人情報ファイル簿についてです。以前の審議会の際に、パンフレットをお送りしてお

ります。こちらも併せて御参照いただきながら御説明をさせていただきたいと思います。もしお手元にない方がいらっしゃいましたら、残部の用意がございますので、お申しつけいただければと思います。

２種類ありまして、白地の全３４ページの方が個人情報保護法の基本的な内容や法改正のポイントを説明したパンフレットになります。こちらを主に参照して御説明をさせていただきます。こちらの２９ページを御覧ください。

これから御報告させていただく個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する記載があるページになります。法７５条に基づき、個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務づけられています。

個人情報ファイル簿というのは、個人情報の存在及び概要を明らかにするために一定の事項を記載した情報のことを指します。この公表の対象外となる個人情報ファイルは右ページ、３０ページの下のオレンジ色の囲み、こちらに記載があるものは公表対象外とされています。

また、めくっていただいて、３１ページ。こちらが実際に公表する個人情報ファイル簿の作成イメージになります。

本市のホームページでは、法上義務づけられている1,000人以上を対象とする個人情報ファイル簿を公表しています。本日は大部にわたりますので、前回審議会からの差分のみを一覧の形で資料配付をしております。

報告事項、ア、資料１という資料を御覧ください。

１行目に前回審議会時の報告件数、２、３行目に増減、４行目に現時点の報告数を掲載しています。２行目、増加分については裏面に名称と記録人数を記載しています。記録人数1,000人以上のものについては、本市のホームページで公表しています。

なお、本市では法改正による個人情報保護の後退につながらないようにということで、対象外となる1,000人に満たない個人情報ファイル簿についても作成をしています。

また、今後の審議会でも随時、差分があった場合にはこのように個人情報ファイル簿の公表について報告をさせていただく予定としております。

事務局からは以上です。

【橋本会長】　　ありがとうございます。

それでは、ただいまの御報告につきまして、何か御質問とかありましたらいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

【橋本会長】　　それでは、個人情報ファイル簿の作成及び公表の状況につきましては、以上にしたいと思います。ありがとうございました。

引き続きまして、報告事項のイというところになってまいります。

令和５年度（２０２３年度）情報公開・個人情報保護制度の運用状況について、事務局の方から報告をお願いいたします。

【越智主査】　　それでは、事務局越智から御説明いたします。

こちらは、法改正以前から継続して行っている公表になります。情報公開・個人情報保護、それぞれの制度の運用状況ということで、前年度１年度の範囲で情報公開・個人情報の公開請求、開示請求と、その対応について公表するものになります。

また、３段目については本審議会で審議いただいた内容等を報告するものになります。

こちら、八王子市の住民の方にお配りする広報７月１５日号に掲載するフォーマットのとおり御報告をしております。広報と本市のホームページ、両方で住民の方皆様に公表をしていきます。こちらは、法改正後は法上の義務ではございませんが、従前どおり、本市では法施行条例に基づき、年１回の頻度で公表を続けております。

また、２ページ目以降をめくっていただきますと、情報公開制度、個人情報保護制度、それぞれの３か年の運用状況を表示しております。

事務局からは以上になります。

【橋本会長】　　ありがとうございました。

いかがでしょうか。これにつきまして、御質問とかありましたらいかがでしょうか。

【宮内副会長】　　個人情報を扱う事務の件数表③というのが三つ目にありますけれども、１ページ目の。これ、５４０件も審査請求があるというのは、少しどういう事情なのか教えていただきたいと思います。

【越智主査】　　こちらは、少し表が見づらくて申し訳ないのですが、上の表までは審査請求の数ですが、この表は個人情報取扱い件数がトータル５４０件ということで、わかりづらくて申し訳ありません。

【宮内副会長】　　大変失礼しました。それだったら、全く納得です。

【橋本会長】　　他に、いかがでしょうか。

久々に審査請求が教育委員会の実施機関でありますけれども、これは今進行中ですか。もう結論は出た。

【越智主査】　　こちらは現在進行中ですね。

【橋本会長】　　分かりました。他には、よろしいでしょうか。

それでは、この御報告についても承ったということで進めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

引き続きまして、ウですね。個人情報の保護に関する法律の施行状況調査についてでございます。これにつきましても、事務局の方から御説明をお願いいたします。

【越智主査】　　事務局の越智から説明いたします。

個人情報保護委員会が、毎年１回、全ての地方公共団体に対し、個人情報の取扱い状況を把握する調査を開始した、ということを報告するものになります。

本年５月に依頼がありました。こちら、個人情報保護委員会からの依頼書や調査項目を本日、参考としてお配りをしております。

調査の目的ということで、１枚めくっていただいて、調査実施要領の１のところ、冒頭に記載がされています。

個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用に資することを目的として、この法の施行状況を把握するという目的が示されております。

提出期限としては９月３０日となっておりますので、まだこれから調査を行い報告をするという予定の段階になります。

提出後の動きですが、２ページの項目７、その他を御覧いただいて、今年度中に個人情報保護委員会が全国の報告を取りまとめ、委員会のホームページに掲載する予定とされております。

実際の調査項目については、２枚ほどめくっていただいて、別添１－１と上に表示がされている調査票をお示ししております。こちらめくっていただくと、非常に細かい表になっておりますが、項目で言いますと、例えば、１、個人情報ファイルの状況。２として個人情報ファイルの利用目的以外の目的のための利用や提供の状況。次のページに移って、７、開示請求の状況。さらに２枚めくっていただいて、項目10ですね、開示請求等に関する訴訟の状況。11、漏えい等事案の状況と、多岐にわたっています。

続く、横向きのシートは、本市は対象外となります。都道府県及び政令指定都市のみが対象となっております。

ページをめくっていただいて、縦型の様式に戻ります。付票２という、こちらさらに細かいシートなのですが、安全管理措置等というシートになっております。こちらは本市も

対象になります。

１枚目は、保有個人情報の安全管理措置に関する規定の状況を調査するもの。

２枚目の１項目、こちらは監査・自己点検の状況。

そのページの下の方ですね、個人情報ファイル簿の公表状況ということで、先ほどちょうど報告事項アで報告した内容に関連するものになります。

御覧のように、とても多岐にわたる詳細な調査となっています。現時点では、まだ調査項目の精査や回答作成に至っておりませんが、次回の審議会に向けては回答作成経過等を含めて、改めて報告をさせていただく予定です。

事務局からは以上です。

【橋本会長】　　ありがとうございました。

かなり多岐にわたるというか、詳細で周到な調査票ではありますけれども、何か御質問はいかがでしょうか。

【宮内副会長】　　一点だけ、従来からマイナンバーを含む特定個人情報については、かなり綿密なものを出してるわけですけれども、それも割と多く、この表には含まれているように思います。

ですから、結構これいろんな部署もあって、物すごい作業量になるのではないかと思うんですが、この作業ペースはどんな感じで今スケジュールを考えてらっしゃるのですか。

【越智主査】　　我々事務局で回答しきれない情報が少なくとも、２課あると考えております。一つはデジタル推進室というところで、今おっしゃっていただいたマイナンバーだったり、安全管理措置の部分、こちらについては回答を依頼をする予定です。

またもう一つが法制課という課で、訴訟等に関する項目。こちら、我々が受付窓口になれないので、その部分は法制課に依頼をして回答をいただくという方法で考えております。

またその他の項目については、事務局で通常把握しているデータを基にできるだけ回答する方向で考えております。そこでもし漏れる項目があれば、照会をかけてという方向で考えております。

一旦事務局からは以上でございます。

【宮内副会長】　　いろんな対策、この組織的安全とか人的安全とか物理的安全とかもこれシステムごとにいろいろだと思いますし、特に委託先とかでも管理とかってそれも一様にやってるわけではないので、それぞれの都合を事務局で集計してという、こういう形になってくるということですよね。

【越智主査】　そうですね。また委託先の管理等について、では個別の委託先に確認をするかという話も出てくるとは思いますが、他市もこの調査、一様に受けておりますので、他市の回答方法だったり、どこまでの粒度で行うかというところも共有はして調査研究していきたいと思います。

【宮内副会長】　そうですね。これ綿密にやったらとてもではないけど、御市の通常の業務が止まってしまうくらい大変だと思うので、そこは適切な粒度を見極めてやっていただければと思います。

ありがとうございます。

【越智主査】　結果として先ほどもお伝えしたように、全国の結果をまとめて委員会が公表をしますので、次年度以降はそこで粒度の差もはっきりすると思いますので。そこに向けて、次年度は適正な負荷量で考えております。

【宮内副会長】　ちなみに記載例みたいなものというのは委員会から出てきているんですか。

【越智主査】　これが全てで、これと別の回答要領みたいなものがありますが、記載例とまで分かりやすいものではないですね。

【宮内副会長】　それを出してくれれば非常にやりやすいと思うんですけど。分かりました。大変だと思いますけど頑張ってください。

【橋本会長】　いつもながら、こういう文章って偉そうですよね。

法令の根拠に基づくとか、もう少し書き方があるだろうと思いますけれども。

【〇〇委員】　この調査は今年初めてですか。

【越智主査】　そうですね。法が５年度から始まったので、去年度、５年度、１年間法を運用した結果を初めて調査する。これが今後毎年行われる予定になっております。

【〇〇委員】　大変ですね。

【〇〇委員】　いいですか。

【越智主査】　はい。

【〇〇委員】　これは１年間審議して議会に報告するんですか。

【越智主査】　市議会報告案件ではないです。

【〇〇委員】　ないんですね。

【越智主査】　ただいずれにしても、個人情報保護委員会を通じて、ホームページで公表はされますので、市民・国民、皆が見える状況にはなるということになります。

【〇〇委員】　　すみません、一言よろしいですか。このマイナンバー保護評価システムというのがあるんですけど、初歩的な質問で申し訳ないんですが、マイナンバー絡みはもともと特定個人情報保護評価という制度というか仕組みがあるわけですけれども、それとの関係というのはどういう関係になってるんですか。

【越智主査】　　こちらは、御覧いただいてる資料の４ページ、別紙２という紙の１行目に国が記載してますが、本当に業務効率化のためにということで、目的外といいますか、もともとはマイナンバー保護評価のための専用システム、これを活用して今回調査をかけていることで、全くマイナンバー保護評価とは関連はない調査表になります。

【〇〇委員】　　そういうことですね。なんか名前が少し似ていると思って。

【越智主査】　　そうですね。完全にありものを使って回答してくださいねという状態になっています。なので、今後この専用のシステムだったり、仕組みを国が用意する可能性はありますが、恐らく現時点では間に合わなかったこともあるので、それを使っていると考えられます。

【〇〇委員】　　なるほど。いや、なんか違うなら違うでいいのかもしれないですけれども、なんか似たようなもの、あれもこれもいろいろやらされると結構大変かなと思ったので。

【越智主査】　　ただ、おっしゃるように似たようなものという意味では、先ほどお伝えしたデジタル推進室の方で、マイナンバーだったり、安全管理の方で調査回答していると思いますので、そことダブる、重複する部分は出てきていると思います。

【〇〇委員】　　そうですか。分かりました。

【越智主査】　　今後はここと は少し離れますが、個人情報保護委員会から監査だったりというものが自治体によっては入ってきます。そのときには、マイナンバー分野と個人情報保護分野を一体的に監査・監督していくという方針を国が出していて、おいおいはこういった調査も統合されて法律化されていくというのは期待はしております。

【〇〇委員】　　なるほど。分かりました。

【橋本会長】　　ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

本日のところはこういう調査について、これからはこうしていきますという、そういった事実を御報告いただいたということでございます。

この調査項目に記入した後について、また御報告いただくということだったのですよね。またいろいろと大変だと思いますけど、よろしくお願いします。

これが個人情報の保護に関する法律の施行状況調査について、でございました。

報告事項エ「防犯カメラ設置について」は、八王子市情報公開条例第８条第６項アにより非公開

【橋本会長】　　ということで、以上で報告事項を終えたいと思いますが、その他というところでございまして、その他、特定個人情報保護評価の第三者点検についてという、いつもお願いしているところですけれども、資料の５を御覧いただければと思います。

事務局の方から御説明をよろしくお願いします。

【越智主査】　　事務局、越智から説明をいたします。

こちら、実はまだ正式な諮問に至っていないということで、その他ということで報告をさせていただきますが、マイナンバーの関係になります。マイナンバーを取り扱う事務について、そのセキュリティが万全であるかの評価を行う義務があります。その評価を第三者として点検をいただく主体が本審議会になっております。

こちらは次回以降に諮問があって議論をいただきますので、その予告という形に本日はなります。こちらは以前より、分科会を構成していただいて議論をいただいた上、その後の審議会で全体の答申をいただくという流れになっております。

以前より、宮内副会長、〇〇委員、〇〇委員に分科会のメンバーをお願いしております。次回がまた新任期の時期にもなりますので、次回の審議会で改めてまた正式に諮問と依頼をさせていただきます。

内容としては、ガバメントクラウドに関するものです。このガバメントクラウドについては、裏面の注釈に米印１で記載をしております。

現在、それぞれの地方公共団体が別々に作成しているシステムに変わって、国が準備するクラウドサービスを利用することが努力義務とされたものになります。そちらについて点検を行っていただくというものになります。

このガバメントクラウドへの移行に伴い、特定個人情報の保管場所がガバメントクラウド上に変更となることから、セキュリティ対策が適正に行われているかどうか再評価の必要が発生するものです。

ほぼ同じ資料が２枚ありますが、こちらは関係所管が３部、財政部、市民部、健康医療部と３部に関連してわたっています。市議会への報告資料を活用しておりましてその関連

で二つの紙面に分かれております。内容としては、事務が異なるだけで構成や諮問理由等は同一になります。

今後の諮問や点検は３部まとめて行わせていただく予定となっております。

事務局からは以上となります。

【橋本会長】　　ありがとうございました。

今後のスケジュールについて、２ページの（３）でありますが、パブコメの後に具体的な点検ということで。実際に第三者点検をお願いすることになりましたら、また議題として取り上げて次回以降お願いするということです。これについていかがでしょうか。

【〇〇委員】　　ごめんなさい。参考までに。これって国からやれと言われてるんですか。

【越智主査】　　努力義務。

【〇〇委員】　　ごめんなさい。このシステム、ガバメントクラウドに移行するということではなくて、その手続なのですけど。

【越智主査】　　それは義務です。

【〇〇委員】　　根拠条文はなんですか。

【越智主査】　　根拠条文。

【〇〇委員】　　それはそれで求められている。

【越智主査】　　自治体の規模で違います。何万人を超えたらということなので、八王子はもう住民基本の時点でその基準を超えているので、再評価が義務になっています。なので、自治体規模によっては、義務ではない自治体もあります。

【〇〇委員】　　なるほど。

【越智主査】　　その差異はあります。

【〇〇委員】　　でもセキュリティの方法とかって、結局こっちが関知すること、自治体が関知することではなくないですか。実際分かんないんですけど、ごめんなさい、技術的なことはあんまり分かんないんですけど。これ本当に何というんでしょう、何を見るんだろうというところが少しあるんですけれども。ごめんなさい。参考までに。簡単に。

【越智主査】　　観点としては、この資料の（２）のところですね。追加する内容として、ガバメントクラウド移行に伴って保管場所や消去方法、リスク対策が加わります。それをこのように対策を取って記載をします。それが十分でしょうかということになります。

【〇〇委員】　　実際にはでも国のシステムなんでしょう。

【越智主査】　　そうです。

【〇〇委員】　　それを我々が評価、確認をすればいい。

【越智主査】　　このガバメントクラウド自体を評価することはできないです。なので、そこを使ってこのように運用していきますという宣言が適正か正しいか。そういった範囲になります。

【宮内副会長】　宮内ですけど。いわゆる委託関係にあるんですかね。要するに、当市がこの国のＪ-ＬＩＳですか、これに保管を委託すると、そういう関係になるんだとしたら、委託先に関する管理は必要になるはずですよね。そういうことをちゃんとやってるかどうかってことは確認すべきだし、委託先との標準約款みたいなものかもしれませんが、そういうのも全部確認する必要があるという意味で、向こうでどうやってるかではなくて、向こうとの関係でどうなってるかというのはしっかり見ていく必要があるんだろうなというふうに私は想像しています。今のところどういう契約関係があるのか分からないので何とも言えないところもありますけれども、委託先と考えればそれがたまたま国であるだけで、他の委託先と同様な管理をすることになるんだろうなというふうに想像してます。

【〇〇委員】　　ごめんなさい。くだらなくて申し訳ないんですけど、クラウドですよね。

【宮内副会長】　そうです。

【〇〇委員】　　ごめんなさい。すごいつまんないことですけど、個人情報保護法上は、一応委託にはならない。

【宮内副会長】　そうですか。

【〇〇委員】　　クラウドの場合はならないというふうになっています。

【宮内副会長】　いわゆる倉庫やさんだってことですね。なるほど。

【〇〇委員】　　なのでそれも、いずれにしてもごめんなさい、それは形式的なことなんですけど判断、違いますかね。

【宮内副会長】　一応、その個人情報保護法上の管理委託ではないんですけれども、場所を借りるって意味では委託なんですよね、〇〇委員おっしゃる通りと思いますけど。

【〇〇委員】　　もちろん分かってます。だからどっちにしてもそういうささいなことで。ただ、どっちにしても政府のあれを使うというので、何がいいんだろうなというのがすごく疑問で。なんでそれを政府も求めているのかもよく分からないというか、だからそれが政府が本当に求めていることですかという、それの確認をしたくて。どうなんだろうなと思って。

【越智主査】　　この点検を政府が求めているかということに関して言うと、このガバメ

ントクラウドに個別に求めているというわけではなくて、マイナンバーを取り扱う事務を何万人以上のものに変更を加えた場合には、最低限必ず行うこと。それに引っかかってしまう。

【〇〇委員】　　だからマイナンバー法の問題だよね。立てつけの問題というか。なるほど。

【越智主査】　　今回はガバメントクラウドを使う自治体は点検をしてねという個別の依頼ではないものです。

【〇〇委員】　　ごめんなさい。しつこいようでごめんなさい。パブコメはどうして必要ですか。

【越智主査】　　パブコメも同様に、その計画をいじる形になりますので、そちらについて市民の意見を聞く必要があるという。

【〇〇委員】　　条例改正が必要なのですか。条例かな。なんでだろう。

【越智主査】　　いや、条例ではない。

【宮内副会長】　　これはマイナンバー法の問題ですよね。

【越智主査】　　そうですね。はい。パブコメ、こちらは資料１－１の最後の方ですね。先ほどお伝えした何万人を超えるものというのは、全項目評価というものになるのですが、全項目評価に該当するものは、パブリックコメントの実施が義務づけられている。

【〇〇委員】　　ごめんなさい。そうすると根拠がマイナンバー法だとすると、そのパブコメを八王子市でやらなくちゃいけないんですか。

【越智主査】　　そうです。はい。

【〇〇委員】　　八王子市が意見聞かなくちゃいけない。

【越智主査】　　はい。その効率性の面は私も同じことを思っていますが。

【〇〇委員】　　よく分かんない。根拠条文が知りたいというか。パブコメを要求するのだって行政手続法ではないですか。

【宮内副会長】　　いや、マイナンバー法ではないですか。

【橋本会長】　　マイナンバー法に多分なる。何をパブコメで聞くんですか。

【越智主査】　　この個別の事務について、既に事務、ここで言えば賦課徴収と住民基本台帳の事務ですね。こちらで既にマイナンバーを取り扱っているので、過去にパブコメを既に行っている。その内容から変化があったので、そちらについてのパブリックコメントを行わなければならないということになるので、ガバメントクラウドへの意見を聞くもの

ではない。そこは国が既にガバメントクラウドをつくる時点でパブリックコメントを行っているはずなので、そちらとは違うという。

【〇〇委員】　　ごめんなさい、私よく分かんないや。少し余計なこと言っちゃうかもしれない。私ずっと行政手続法のパブコメのことを言ってるのかなと思ったんで。

【越智主査】　　ではない。

【〇〇委員】　　ではないんですよね。

【越智主査】　　ごめんなさい。今手元に何もなく。

【〇〇委員】　　分かりました、ごめんなさい。

【橋本会長】　　また次回。再評価をするところで少し根拠条文とかを教えていただけると。

【宮内副会長】　宮内ですけど。確認しておきたいんですけど、少し前にワクチンのシステムを国のシステムだと思ったら、実は何か事業者のシステムで、そこに各市町村が委託してるんだという構造になってる会社あったではないですか。今回の件も国って言ってますし、多分Ｊ-ＬＩＳという地方公共団体情報システム機構なんだと思いますが、この間の契約関係とかそういうのはどうなってるのかというのをちゃんと確認しないと、そもそもなんていうか点検にも入れないので、そういうところはしっかり押さえておいていただきたいと思いまして、これ点検やるときになったらそこはしっかり説明していただきたいと思います。

【越智主査】　　はい。

【〇〇委員】　　どうなのですかね。これ契約なのですかね。そもそも論として。

【宮内副会長】　多分契約だと思うので、これ努力義務って書いてあるではないですか。だから、これをやるもやらないも各市町村の本来自由なのですよ。そうすると、何らかの契約関係にあるものというふうに私は思います。実際にそうやる場合には。

【越智主査】　　恐らく本市は使います、本市は使いませんというアクションがあると思いますので、そこが契約なのか協定なのか、そこは確認します。

【宮内副会長】　分かりますけど、いや何らかの関係があって、それが何だか分かんないと。要するに、他の行政機関に対する提供になるのかとか、そういうくだらないことも考えなきゃいけないので、ちゃんとどういう関係になってるかというのはしっかり押さえないと議論が始まらない、そういうふうに思います。

【橋本会長】　　では第三者点検に入る前に、そういういろんな、何ていうんですかね、

条件とか環境とか、そこら辺のところも整理をしていただいて。

【越智主査】　　はい。

【〇〇委員】　　なんかちゃんとしたのがないのではないか。実は。

【宮内副会長】　調べてみないと分からない。

【〇〇委員】　　契約ではないんですよ、多分。少なくとも行政法の観点からいうと、契約というのは少し多分ないかなと。協定も多分なくて。うちやりますよって手を挙げただけなのではないのかなという気がするんですよね。

【越智主査】　　少なくとも中央官庁からの事務連絡ベースでは必ずあるので、そこにどこまでちゃんと書いてあるかですね。

【宮内副会長】　それで位置づけは多分分かると思うので、細かい契約内容を知りたいわけではなくて、どういう位置づけかというのが重要だと思ってますので、それはそういう通達等を見せていただいて、確認させていただきたいと思います。

【橋本会長】　　すみません。資料の準備等をまた、周到にお願いできればと思います。またその段になりましたら、よろしくお願いします。

ほかはいかがでしょうか。この件についてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。本日用意してまいりました議題は以上ということになっております。

次回の日程についてというのが最後扱うことになっておりますけれども、これは事務局の方から。よろしくお願いいたします。

【越智主査】　　こちらも事務局、越智から説明させていただきます。

通常は半年ごとの審議会の開催をお願いしておりますが、７月から新任期が始まる形になります。次回が通常の１２月だと少し間が空いてしまうということと、案件もございますので、夏季ですね、８月に開催をお願いできればというものになります。

現時点での案件としては、新しい任期の方の委員の皆様の顔合わせということと、今直前に御報告させていただた保護評価諮問、こちらの正式な諮問が案件として予定されております。そのときに根拠法を含め、前提をお示しさせていただきます。

また、その後の議論になっていく分科会のメンバー選任というところも、そのときにお願いできればと思っております。

今後の日程なのですが、現状は新任期の方がまだいらっしゃらないこともあるので、参考の情報にはなりますが、候補日程が今いくつかございますので、お伝えだけこの場でさ

せていただきます。

全て８月です。８月２１日水曜日の午後。ここからは全て午前・午後になりますが、８月２２日の木曜日、８月２６日月曜日から２９日の木曜日。

以上が一旦今の候補日程となっております。参考として今お伝えさせていただきます。また、速やかに次回日程の調整は事務局から行わせていただく予定としております。

事務局からは以上になります。

【橋本会長】　　よろしくお願いします。

【〇〇委員】　　８月の八王子はやめてほしかったですね。今日ですらギブアップなのに。８月の八王子はできればね。

【越智主査】　　今日は特に暑いのでさらに輪をかけて申し訳ありません。

【〇〇委員】　　最後にごめんなさい。また私がしゃべって申し訳ないんですけれども、前回も申し上げたんですけれども、私実は今回の審議会のあれでチャンスだったのではないかなと思うんですけれども、多くの地方公共団体の審議会はやっぱりかなり内容を何やるかとか、構成メンバーどうするかってやっぱり、特に任期が変わるときに大きく変えようとしてやってるんですよね。私は別にいいとは思うんですけれども、例えば前から言ってるように、防犯カメラとかもうなかなか難しいので、しかも全部報告事項ですよね。それについて、防犯カメラをやるのであれば、変な話ですけれども、例えばガス抜きの意味があるというか、特に市民の方はよく分かると思うんですよね。自分が住まわれてるところなんで。だからそういった意味があるというのであれば、市民の方を少し多めにして、専門の方を少し少なくするとか、何ていうんでしょう、審議会そもそもの在り方みたいなのを検討するいい機会だったと思うんですよね。やっぱり委員が変わるときって。だからそういった意味で、結局全部報告事項ということになってしまうと、この組織の存在意義って何だろうというふうに、いろんな地方公共団体が考えていて、そこにはやっぱり多額の税金が使われていますから。私個人は別に何でもやればいいってわけではないような気がするんですよね。それはやっぱりなるべく市民の方も含めてよく議論して、在り方を決めていった方がいいのではないかなと個人的には思うんですよね。事務局の方針とかあるかもしれませんけれども。何ていうんでしょうね、あまり無駄なあれをやらないというのも少し大事なのかなという意味で前回申し上げたんですけれども、そのまま何かまたあれだということだったんで、ああと思って、その方がいいのではと私個人はそう思う。皆さんはだから市民の方とか必要性があれば、もちろん３回、４回でもいいと思うんですよね。

報告事項しかないなかをどうやってもっていくかということをやっぱり考えていかなくてはいけないのかなと思いますけどね。

【越智主査】　　事務局からよろしいでしょうか。

審議会の構成や規模ですね。そちらについては、本市としては一旦あえて現状のままとしております。その理由としては、個人情報保護委員会また法の動向が今後どうなっていくか、現状ではまだ見えないところです。そこで、例えば審議会の規模を縮小したりだとか、方向性を変えたというところで議論の蓄積が途絶えてしまう可能性があるので、現状では本市としてはあえてこの体制を継続しております。議論の中身、何をどこまで議論するかというところは、そこは今後の検討になっていきますので、例えば防犯カメラについてこの形態を続けていくか、どういった粒度でやっていくかとか、そういった部分については新任期での議論もいただきたいところではありますので、そういった少なくとも構成、規模については本市の考えとして、この形でということで選択して行っていくというところはお伝えさせていただきます。

ただ、これも今後ずっと判断せず、方針ということでは決してありませんので、そういったところはまずは個人情報保護委員会の今後の監視監督体制がどうなっていくか、そこを見ていかなければと思っております。

一旦、事務局からは以上となります。

【市川課長】　　付け加えますと、〇〇委員、改めての御意見ありがとうございます。今、越智が事務局としては説明したところなのですけれども、今後については法の動きとか個人情報保護委員会の動きもあるので、そちらを見据えて、この審議会の在り方というのを今〇〇委員がおっしゃられたこともいただきながら考えていきたいと思っています。

あと今回、現任期最後の会議ということで、次期に継続していただける委員、今回でおしまいという委員もいらっしゃるので、本来であれば、法務担当部長の方から御挨拶するところなのですが、今日スケジュールが合わなくて参加していないんですが、私が代理に言っておいてくれということですので、簡単にお話させていただきますと。ちょうど法が変わる時期でもあったり、あとコロナもあって、ウェブでやったり対面形式でやりたいけれどもハイブリッドなんてこともあったので、いろいろと皆様には御不便をおかけしたことがあるんですけれども、２年間どうもありがとうございました。継続される方はまた引き続きお願いしたいと思いますし、次回８月は新たなメンバーでということになりますので、よろしくお願いいたします。

【橋本会長】　　それでは、私の方からも一言。２年という任期あっという間でございまして、この期が始まったときにはまだコロナも真っ只中で、ウェブでやったりとか、何となくすったもんだした感じがございましたし。八王子市の、ようやくそのウェブ会議を始める、そういうタイミングだったのかなというふうに思ってます。それからちょうど今、出てまいりましたけれども、個人情報保護法が大きく変わるというふうなことで、いろいろな意味で過渡期にあって、そういう意味でいうと私の不手際もありまして、いろいろと御迷惑をおかけしたところがあるのかなと。御礼とおわびを申し上げたいなというふうに思っています。

今、〇〇委員おっしゃったように、実際この審議会で何をやるのかって言うと、さっき宮内副会長と話をしたんですけど、特定個人情報保護評価第三者点検ぐらいなのかな。議題となってるのはそういうことなのかなとかというようなことを思いながら、また一方で、防犯カメラもある程度定型的に判断できるようになってきたので、これを取り上げることの必要性はどうなのかなと。たださっき出てきましたけど、フォローアップした上で、どうしていくのか考えなきゃいけないと。そうなってくるとこの規模がどれぐらいなのか、これは我々の考えることではなくて、市の方で考えることでありますけれども、この審議会も大きな過渡期にあるのかなというふうに、そういった実感はもちろんございます。

とにかく２年間、本当にありがとうございました。なかなか難しい状況というか、難しい案件も増えてまいりますけれども、また引き続きお願いできる委員の先生方にはお願いするということにいたしましてそれで任期を終えていただく方も改めて御礼を申し上げたいと思います。いろいろとありがとうございました。

それでは、今回の審議会をこれで終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。